

適合証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：JET5014-43002-1002
2. 交付年月日：2021年 3月25日
3. 有効年月日：2028年 3月24日
4. 申込者名
住 所：東京都中央区東日本橋3-7-19

氏名又は名称：ノイトリック株式会社

5. 特定電気用品名：コンセント
6. 型式の区分：別紙のとおり
7. 製造事業者名
住 所：IM ALTEN RIET 143 LI-9494 SCHAAN LIECHTENSTEIN

氏名又は名称：NEUTRIK AG

8. 製造工場名
住 所：IM ALTEN RIET 143 LI-9494 SCHAAN LIECHTENSTEIN

氏名又は名称：NEUTRIK AG

9. 適用試験規格：電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈
別表第四1、6及び別表第十 第5章

10. 適合性検査の方法：

- 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法
- 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法

11. 注意事項：

- 1) この適合証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行した事を示すものではありません。
- 2) この適合証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみに有効です。

一般財団法人 電気安全環境研究所
理事長 薦田 康久
東京都渋谷区代々木5-14-12

適合証明書別紙

Statement of Conformity Assessment

型式の区分

Type Classification

要素 Factor	区分 Classification
定格電圧 Rated voltage	(2) 125Vを超えるもの Exceeding 125V
定格電流 Rated current	(5) 15Aを超え20A以下のもの Exceeding 15A, and less than or equal to 20A
極の配置（別表第二の一 a に掲げる寸法に適合するものの場合に限る。） Pole configuration (limited to those specified in sub-clause a of Appendix 2-1)	—
極の数（別表第二の一 b に掲げる寸法に適合するものの場合に限る。） Number of poles (limited to those specified in sub-clause b of Appendix 2-1)	(2) アース極を含めて3のもの Three including earth
接続の方式 Connection method	(7) その他のもの Others
接続する電線の種類（一般固定配線用のものの場合に限る。） Type of cable or cord to be connected (limited to those for fixed wiring)	(2) 平形導体以外のものであつて銅のもの Copper (excluding flat conductor)
主絶縁体の材料 Insulation materials	(1) 合成樹脂のもの Plastic
外郭の材料 Outer case materials	(2) 合成樹脂のもの Plastic
スイッチ Switch	(2) ないもの Without switch
種類（一般固定配線用のものの場合に限る。） Type (limited to those for fixed wiring)	(2) 埋込み型のもの Implanted type
使用の方法（コンセントの場合に限る。） Method of use (limited to socket outlets)	(1) 単用（床用を除く。）のもの Single socket outlet (excluding floor use)
電源との接続の方式（マルチタップの場合に限る。） Power supply terminals (limited to multiple socket-outlet (with cord or pins for power supply connections))	—
電線と器体との一体成形（コンセントの場合を除く。） Non-rewirable construction (except socket outlets)	—
防水構造 Type of waterproof	(3) 非防水型のもの Not treated with waterproof type